

神戸大学法科大学院・入学試験 FAQ

2017年7月

目次

神戸大学法科大学院・入学試験 FAQ	1
1. 入学試験の全般的事項について	2
a. 履修コース（法学未修者・法学既修者）	2
b. 併願について	2
c. 面接について	3
d. 入学者選考において、考慮される事項	4
e. 適性試験の取扱いについて	4
2. 出願資格について	5
a. 大学卒業（卒業見込み）による出願資格	5
b. 個別資格審査に基づく出願資格	5
c. 3年次飛び入学・3年次卒業による出願資格	6
3. 出願者の特性について	8
a. 社会人	8
b. 他学部卒業生	9
4. 出願書類について（成績等申告書については、5.を参照）	9
a. 履歴	9
b. 住所	10
c. 一般的事項	10
d. 成績証明書・卒業証明書	11
5. 成績等申告書について	12
a. 「法曹としての適性」（第1表）	12
b. 「大学における成績の概要」（第2表）	14
c. 「外国語の能力」（第3表）	15
d. 「飛び入学資格申告書」	16
e. 「社会人・他学部卒業生としての経歴の概要」（第4表）	16
6. 筆記試験について	17
a. 学説	17
b. 六法	17

c. 出題範囲	18
7. 入試情報の取扱いについて	18

1. 入学試験の全般的事項について

a. 履修コース（法学未修者・法学既修者）

Q.1-1 私は、日本の大学の法学部を13年前に卒業して、以後、民間企業に勤務しております。学部では法律を専攻しましたが、その後の職務は法律と無関係です。法律のブランクが長いので、「法学未修者コース」を受験することは可能でしょうか。

A.1-1 可能です。学生募集要項の出願資格を満たしていれば、どのような経歴の人でも、法学未修者として受験することができます。

Q.1-2 私は、現在、民間企業に勤務しておりますが、現在の勤務を続けながら、法科大学院に入学し、教育課程を修了することは可能でしょうか。

A.1-2 極めて難しいと思われます。法科大学院における教育カリキュラムは相当厳しいものですので、現在の勤務を続けながら法科大学院に在籍するという方法では、法科大学院の教育課程を修了することは極めて困難であると思われます。

Q.1-3 私は、法学部の4年次生として在学しておりますが、法学未修者コースに入ってから法律を勉強しなおしたいと考えています。法学未修者コースの入学試験において、法学部出身者だと不利だということがあるのでしょうか。

A.1-3 法学未修者コースの入学試験において、法学部出身者であることを理由に不利に扱われることはありません。もっとも、法学部において法律を中心に学んできたならば「法学既修者コース」を、実定法以外の科目を中心に学んできたならば「法学未修者コース」を、受験するというのが、一般的に勧められますが、両コースの併願も可能です。なお、未修者特別入試については、社会人又は他学部卒業者であることを出願資格としています。

b. 併願について

Q.1-4 法学既修者コースと法学未修者コースの双方を併願する場合、願書はどのように作成すればよいですか。

A.1-4 願書は、法学既修者コース用と法学未修者コース用それぞれ作成し、両方提出してください。その際、願書の所定欄に、両コースを併願していることを記入してください。また、未修者特別入試もその他の入試との併願が可能です。未修者特別入試に出願する場合にも、その願書は別途作成してください。

Q.1-5 併願の場合の試験日程はどのようになりますか。

A.1-5 第一次選抜で合格した場合には、11月3日（金）に法学既修者コースの筆記試験（法律科目）を受験し、11月4日（土）に法学未修者コースの筆記試験（小論文）及び面接を受験してください。未修者特別入試は9月10日（日）に面接試験があります。

Q.1-6 私は併願での出願を考えていますが、両方のコースに合格した場合には、どちらのコースに入学するか、選択することができますか。

A.1-6 できません。併願の受験者が、法学既修者コースの試験・法学未修者コースの試験ともに合格点以上の点数を獲得した場合、法学既修者コースのみについて合格とし、合格通知を送付します。なお、未修者特別入試の合格者は、その後の未修者コース入試は受験できませんが、既修者コースの入試は受験できます。

Q.1-7 私は併願により出願し、法学未修者コースで合格して入学手続きをしました。このことにより、法学既修者コースでの欠員補充の対象から外れることになりますか。

A.1-7 外れることになりません。

法学未修者コースで入学手続きをした者（未修者特別入試による場合も含む）が、法学既修者コースでの欠員補充に応じる場合は、既に行った法学未修者コースへの入学手続きをもって法学既修者コースへの入学手続きに振り替えます（手続きの詳細は、その時に説明します）。

他方で、法学未修者コースで入学手続きをした者が、法学既修者コースでの欠員補充に応じない場合も、既に行った法学未修者コースでの入学手続きの効力は失われません。

Q.1-8 私は併願により出願し、法学未修者コースで合格しましたが、入学手続きをしませんでした。このことにより、法学既修者コースでの欠員補充の対象から外れることになりますか。

A.1-8 外れることになりません。欠員補充の連絡があれば、その際の説明にしたがって手続きをしてください。未修者特別入試による合格の場合であっても同様です。

Q.1-9 私は併願により出願し、法学既修者コースで合格しましたが、入学手続きをしませんでした。このことにより、法学未修者コースでの欠員補充の対象から外れることになりますか。

A.1-9 外れることになります。未修者特別入試の欠員補充についても同様です。

c. 面接について

Q.1-10 法学未修者コースの面接では、どのようなことがきかれますか。

A.1-10 願書に添付する「成績等申告書」の「第1表（法曹としての適性）」の記載等に基づ

き、簡単な質疑を行います。所要時間は10分程度を予定しています。なお、面接は、法学未修者コースの受験者（併願の受験者を含む）のみに対して行われます。法学既修者コースのみを受験する場合には、面接はありません。以上に対して、未修者特別入試の面接においては、その場での文章の読解力に関する試問と「第1表」と「第4表」に関する質疑を行い、所要時間は20～30分程度となります。

d. 入学者選考において、考慮される事項

Q.1-11 神戸大学法学部の卒業生は、神戸大学法科大学院に入学しやすいということはあるのでしょうか。また、神戸大学の教授の推薦などが有利にはたらくということはあるのでしょうか。

A.1-11 神戸大学法学部の卒業生であるということだけで、神戸大学法科大学院に特に入学しやすいということはありません。

法科大学院は、「開放的で公平な」教育機関であることが法律上も求められています。公平性、開放性を重視する法科大学院の入学試験において、出願者が同じ大学または研究科に所属する学生であるか否かにより有利または不利な扱いをすることはありません。これは法科大学院の理念に関わることですから、神戸大学法科大学院に限らず、全国どこの法科大学院でも同様であると考えられます。

なお、神戸大学法科大学院への出願にあたっては、提出書類に、指導教授等の「推薦書」を添付することはできません（学生募集要項の「成績等申告書の書き方」を参照）。

Q.1-12 現在、他の法科大学院に在籍している者が、神戸大学法科大学院を受験する際には、不利益に扱われることがあるのでしょうか。

A.1-12 ありません。

現在、他の法科大学院に在籍している人であっても、神戸大学法科大学院に出願することは「法学未修者コース」、「法学既修者コース」ともに可能であり、また、選抜にあたって他の法科大学院に在籍している事実によって不利益に扱われることは一切ありません。

Q.1-13 神戸大学法科大学院の入学試験においては、外国人の受験について特別な措置を予定していますか。

A.1-13 外国人の受験について特別な措置を講じることは予定していません。国籍の如何にかかわらず、同一の試験を受験することになります。

e. 適性試験の取扱いについて

Q.1-14 神戸大学法科大学院の入学試験においては、法科大学院全国统一適性試験の成績が一定点数に満たない場合には、他の成績に関わらず不合格になるということがありますか。

A.1-14 神戸大学法科大学院入試においては二段階選抜を実施し、法科大学院全国统一適性試験の成績が本学の設定する最低基準点に達しない出願者は、第一次選抜において不合格となります（学生募集要項の「4 第一次選抜及び第二次選抜」を参照）。具体的な最低基準点については本研究科のウェブサイト（<http://www.law.kobe-u.ac.jp/>）をご参照ください。
未修者特別入試についても同様です。

2. 出願資格について

※出願資格は 12 種類（未修者特別入試については、11 種類）あります。学生募集要項の「2 出願資格」を参照してください。

a. 大学卒業（卒業見込み）による出願資格

Q.2-1 大学の夜間主コースの卒業生でも、法科大学院の受験はできるのでしょうか。

A.2-1 大学を卒業しているのであれば、どのような学部であるか、また、主として昼間に教育が行われる課程か、夜間に行われる課程かなどは、出願資格のうえではまったく問題になりません。夜間学部、夜間主コース、または、通信制大学などの卒業生も、法科大学院の出願資格はあります。

Q.2-2 日本国内の大学を卒業せずに、海外の大学を卒業した者でも、神戸大学法科大学院の出願資格はありますか。または、海外の大学の法学部を卒業した場合に限られるというようなことはありますか。

A.2-2 外国の大学のみを卒業した人にも、出願資格はあります。その場合、日本の大学を卒業したのと同様に、出身学部についての限定等はありません。

外国の大学の 4 年制の学部を卒業した人又は卒業見込みの人は、「2 出願資格」の (3) に該当します（また、そのほか、(4) (5) に該当する場合があります）。また、3 年制の学部を卒業した人又は卒業見込みの人は、「2 出願資格」の (3) (4) (5) には該当せず、(6) (12) に該当する可能性があります。(12) に該当する場合には、個別の資格審査が必要になりますので、ご注意ください。個別の資格審査については、Q. 2-3 を参考にしてください。

b. 個別資格審査に基づく出願資格

（ここでの回答は未修者特別入試についても適用されます）

Q.2-3 (1) 私は、高校を卒業した後、法律とは無関係の専門学校を卒業し、現在は行政書士として開業して5年以上になります。私のように大学を卒業していない場合には、相当の実務経験などがあっても、神戸大学法科大学院を受験することはできないのでしょうか。

(2) 私は短大卒業後、総合職として企業に就職し6年間を過ごしました。この場合の受験手続について教えてください。

A.2-3 個別の資格審査により、「本研究科が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認める者で、入学時に22歳に達しているもの」も、神戸大学法科大学院への出願資格があります。

自分がこの資格に該当すると考える人は、事前に個別の資格審査を受け、資格ありと判断されれば、大学卒業者等と同じ入学試験を受験することができます(学生募集要項の「2 出願資格」の(10)を参照)。

個別の資格審査の手続や必要書類等については、直接、神戸大学法学研究科教務係宛(078-803-7234)に問い合わせてください(平成30年度の入試の場合、平成29年8月21日(月)まで。未修者特別入試の場合、7月27日(木)まで)。

なお、個別に審査されるのはあくまでも出願資格であり、その後の入学試験に合格しなければ法科大学院に入学できません。また、この個別の資格審査によって出願資格が認められた場合でも、適性試験管理委員会が実施する法科大学院全国統一適性試験を受験していなければ、出願することはできません。

Q.2-4 朝鮮大学校に在学中で、来年3月に卒業見込みの者ですが、出願に先立って事前審査を受ける必要はありますか。

A.2-4 あります。

学生募集要項に記載されている出願資格のうち、(10)に該当しますので、事前に別途、個別資格審査を受けることが必要になります。平成29年8月21日(月)(平成30年度入試の場合)までに、本研究科教務係(電話078-803-7234)に問い合わせてください(未修者特別入試の場合、7月27日(木)まで)。

Q.2-5 私は昨年の入学試験のときに出願資格の個別審査を受け、資格ありとされました。本年の入学試験でも、この資格で出願することができるのでしょうか。

A.2-5 出願資格の個別審査は年度ごとに行ないます。

したがって、昨年の入学試験の個別資格審査の合格を理由に、今年度も出願することはできません。今年度も出願する場合には、あらかじめ今年度分の資格審査を申し出てください。

c. 3年次飛び入学・3年次卒業による出願資格

(未修者特別入試については、3年次飛び入学による出願資格は認めていません。3年次

卒業による出願資格は認めています)

Q.2-6 3年次飛び入学による出願を考えています。法学未修者コース及び法学既修者コースの併願をすることはできますか。

A.2-6 両コースを併願することもできます。

Q.2-7 私はある国内の大学に入学し、現在在学3年目ですが、途中6か月間の休学期間があり、その間はアメリカの大学に留学していました。この場合、3年次飛び入学の制度を使って神戸大学法科大学院を受験することはできないのでしょうか。

A.2-7 できます。休学期間があっても、在学3年目であれば「3年次飛び入学」制度の対象となります。なお、たとえば休学期間が6か月間で、平成30年3月末時点で在学期間が3年6か月となる場合でも、「3年次飛び入学」制度の対象とします。

Q.2-8 私は、A大学に2年次まで在学し、B大学の3年次に編入学しました。3年次飛び入学の出願を考えていますが、3年次飛び入学の出願のための成績の要件はどのようになりますか。

A.2-8 学生募集要項の「2 出願資格」の(11)のただし書をご覧ください。あなたがA大学に在籍中にA大学の卒業に必要な単位を70単位、B大学の3年次の前期にB大学の卒業に必要な単位を新たに20単位修得していれば、修得単位の合計の要件は充足します((11)ただし書(イ)の要件)。さらに、あなたが両大学において修得した上記合計90単位のうち、60単位以上が「優(80点)」以上の評価であれば、(11)ただし書(ロ)の要件も充足します。

Q.2-9 私は法学部3年次に在学中で、3年次卒業(早期卒業)をめざしています。出願資格(1)(大学卒業見込)で出願することはできますか。また、出願資格(11)の3年次飛び入学による出願もできますか。

A.2-9 3年次卒業(早期卒業)について:在籍大学が発行した卒業見込証明書を提出すれば、大学卒業見込の資格(出願資格(1))で、法学既修者コース及び法学未修者コースへの出願が可能です。もっとも、結果的に3年次で卒業できなかった場合には、神戸大学法科大学院への入学は認められないこととなります。そのため、3年次卒業(早期卒業)をめざしている出願者の方が、3年次飛び入学の資格(出願資格(11))要件も充足する場合には、出願資格(1)と出願資格(11)の両方の出願資格により出願することを勧めます。この場合、入学願書の「出願資格」欄において、両方の出願資格により出願することを明示し、それぞれの出願資格に対応する出願書類を用意し提出してください。とくに、出願資格(11)にかかる「飛び入学資格申告書」の提出を忘れないようにしてください。

3年次飛び入学について:前記のように、3年次飛び入学による法学既修者コース及び法

学未修者コースへの出願も認められます。なお、3年次飛び入学の資格で出願して神戸大学法科大学院の入学試験に合格した後、大学を3年次卒業（早期卒業）したとしても、神戸大学法科大学院の入学資格を失うことはありません。

Q.2-10 3年次飛び入学の制度により法科大学院に入学した場合、学士の資格が得られないのですか。

A.2-10 3年次飛び入学により神戸大学法科大学院に入学する場合には、3年次の終期に学部を退学していただくことになります。したがって、学士の学位は得られません。しかし、法科大学院を卒業すれば、専門職学位の一つである「法務博士（専門職）」の学位を授与されます。このことにより、司法試験の受験資格を得ることもできます。

なお、出身大学の学部で再入学の制度がある場合には、学生が当該学部を中退して法科大学院に3年次飛び入学をした後、その法科大学院を中退した場合に、当該学部への再入学が認められる場合もあります。

3. 出願者の特性について

a. 社会人

Q.3-1 神戸大学法科大学院では、社会人について、「社会人枠」など特別な「枠」を設けた入学試験を実施するのでしょうか。

A.3-1 平成30年度入試（平成29年実施）から、社会人または他学部卒業者を対象とした、未修者特別入試を実施します。未修者コースの募集人員のうち、5名程度を本入試による合格者とする予定です。

Q.3-2 「大学卒業後1年以上の社会経験を有する者」が「社会人」に該当するというのですが、いわゆる「専業主婦」は、「社会人」としての出願ができるのでしょうか。

A.3-3 いわゆる「専業主婦」であっても「社会人」として出願することができます。「社会人」として出願するためには、大学または大学院卒業後1年以上が経過していること、およびその間の経歴を願書に記載してください（**Q.4-1** も参照）。未修者特別入試についても同様です。

Q.3-3 私は、高校卒業後直ちに就職し、その後しばらく勤務してから大学に入学し、卒業しました。大学卒業後は以前と異なる企業に就職して、現在に至っています。このような場合、「社会人」として出願するための1年の期間の計算上は、全部の就職期間を合計してよいのですか。それとも、対象となるのは大学卒業後の期間だけでしょうか。

A.3-3 神戸大学法科大学院に出願する際、「社会人」に該当するかどうかの判定にあたっては、大学卒業後の期間のみが用いられます。したがって、高校卒業後、就職して働きながら大学の夜間学部等で学び、在学期間中も卒業後の現在も同じ企業に就職し続けているというような場合であっても、対象となるのは、大学卒業後の期間だけです。ただ、たとえば高校卒業後、司法書士の資格を取得して長期間働いていた経験などは、第1表「法曹としての適性」において有利な考慮要素の一つとされることが考えられます。

なお、大学卒業後に就職し、その後大学に再入学した後、再び就職したというように、大学卒業後の勤務等の経験が、神戸大学法科大学院への入学時（出願時ではありません）にあわせて1年以上あると見込まれる場合には、勤務期間が分断されていても、「社会人」に該当することになります。未修者特別入試についても同様です。

b. 他学部卒業者

Q.3-4 神戸大学法科大学院では、他学部卒業者について、「他学部卒業者枠」など特別な「枠」を設けた入学試験を実施するのでしょうか。

A.3-4 平成30年度入試（平成29年実施）から、他学部卒業者または社会人を対象とした、未修者特別入試を実施します。未修者コースの募集人員のうち、5名程度を本入試による合格者とする予定です。

Q.3-5 法学部を卒業して「法学士」の学位を得たことがありますが、「学士（法学）」ではないので、「他学部卒業者」として出願することはできないのでしょうか。

A.3-5 できません。

Q3-6 ①私は、いわゆる他学部から法学部に編入しました。他学部卒業（見込）者として、未修者特別入試に出願できますか。②私は、法学部から、いわゆる他学部編入しました。他学部卒業（見込）者として、未修者特別入試に出願できますか。

A3-6 出願資格を基礎づける大学卒業（見込）資格等が、他学部卒業者に該当する場合のみ本学入試における他学部卒業者と評価されます。ですので、①は他学部卒業（見込）者として出願できませんが、②は出願することが可能です。

4. 出願書類について（成績等申告書については、5.を参照）

a. 履歴

Q.4-1 願書の「履歴」の欄には、注意事項として、「学歴・職歴は、空白期間のないように記入してください。」と書かれています。無職でどこの大学にも在籍していなかった期間は、どのように記入すればよいのでしょうか。

A.4-1 たとえば「司法試験予備校に通学」「家事手伝い」など、その時期に何をしていたかが分かるように記入してください。なお、大学・大学院の卒業が2月であるために、その後の就職・入学等との間に1か月程度の空白期間が空いているという場合は、その期間に何をしていたかを記載する必要はありません。

b. 住所

Q.4-2 私は、現在、アメリカの大学院に在籍しており、神戸大学法科大学院を受験したいと考えております。願書に記載する住所は日本にある実家の住所でよいのでしょうか。

A.4-2 合格通知書、筆記試験受験票等の通知書類は、すべて、それぞれの書類に記入されている住所宛に発送します。したがって、日本の実家でそれらの書類を受け取り、出願者本人と十分に連絡がとれる状況であれば、問題ありません。

米国の住所宛に必要な書類等の送付を希望する場合には、各書類に米国の住所を記入するとともに、航空便等を利用するのに必要な切手を貼るようにしてください。また、各種書類の提出にあたって、郵送に必要な期間を十分に考慮する必要があります。

c. 一般的事項

Q.4-3 現在、出願書類を作成していて、間違った記載をしたことに気付きました。これから願書を新たに取り寄せたのでは出願締切に間に合いません。どのような方式で訂正すれば良いのでしょうか。

A.4-3 常識的な方法で、訂正したことと、訂正後の内容とがはっきりわかるように訂正しておいてください。

Q.4-4 私は既に出願しましたが、一部間違っ書いてしまったことに気付きました。このような場合は、出願書類を訂正できますか。

A.4-4 一旦受け付けた出願書類の内容を修正することはできません。

ただし、成績の区分や記載欄の誤り等の単純なミスについては、出願者が故意に自分の成績を良く見せかけるために仮装していると認められる場合などを除き、出願者の不利益にはならないように採点しています。

Q.4-5 神戸大学法科大学院に出願する準備を整えていたところ、実家に保管してあった適

性試験管理委員会実施の「法科大学院全国統一適性試験」の成績証明カードを、地震による被害で紛失してしまいました。このような場合は、出願書類の締切について、特別の配慮をしていただけるでしょうか。

A.4-5 台風や地震による被害の影響で出願書類の提出期限を守ることが困難になった場合は、可能なかぎり配慮いたします。できるだけ早く、本研究科教務係（電話 078-803-7234）に問い合わせてください。

Q.4-6 出願の際に、指定の封筒にどうしても資料が収まりません。どのようにすればよいのでしょうか。別の封筒を用いてもよいのでしょうか。

A.4-6 添付書類は、指定の封筒におさまる分量となるようにしてください。別の封筒を用いることは認めません。

d. 成績証明書・卒業証明書

Q.4-7 私は、大学院の修士課程を修了した者ですが、大学院の成績は、神戸大学法科大学院の入試において考慮されないのでしょうか。大学院の成績証明書も提出できますか。

A.4-7 成績証明書は学部のもを提出してください。大学院の成績証明書を提出する必要はありません。これは、大学院におけるスクーリング（授業による単位修得）がどの程度重視されているか、また、その際の採点基準がどうであるかが、各大学院において学部段階以上に多様であり、公平な審査が困難であると考えられるためです。なお、成績等申告書の第1表において、修士の学位取得について記載し証明書を提出することによって、有利に考慮される可能性はあります。

Q.4-8 大学の成績証明書に卒業年月日が記載されている場合でも、卒業証明書を提出する必要があるのでしょうか。

A.4-8 大学が発行した証明書が「卒業・成績証明書」である場合には、その証明書1通だけで十分です。しかし、証明書が「成績証明書」である場合には、これに加え、「卒業証明書」を提出してください。

Q.4-9 私は大学を既に卒業していますが、成績証明書はいつ以降に発行されたものを提出しなければなりませんか。

A.4-9 出願時において既に大学を卒業している方については、卒業時以降に発行されたものであれば、成績証明書の発行時期についての制約はありません。

Q.4-10 ①私は、A大学を中退し、B大学に3年次編入して卒業し、再びC大学に3年次編

入学をして卒業したのですが、この場合、3つの大学の成績証明書を全て提出しなければならないのでしょうか。それともB大学とC大学のうち、成績が有利であると判断した大学を1つ選び、その成績をA大学の成績とあわせて提出するのでしょうか。

②私は、A大学を中退し、B大学に3年次編入して卒業し、その後別のC大学で科目履修生として単位を取得した場合、C大学の成績も提出するのでしょうか。

A.4-10 ①の場合は、3つの大学の成績を全て提出し、それぞれ別々に第2表を作成してください。

②の場合は、A大学・B大学の成績のみ提出してください。

Q.4-11 私は、法学部を卒業して学士（法学）を取得し、他学部も卒業して法学以外の学士も取得しています。成績証明書については、いずれを提出する必要があるのでしょうか。

A.4-11 未修者特別入試に、他学部卒業者としての出願資格でのみ出願する場合には、他学部での成績を提出してください。同入試に社会人の出願資格で（も）出願する場合には、いずれでも構いません。未修者特別入試以外の入試では、いずれでも構いません。なお必須となる第2表の成績証明書以外に、必要があれば第1表の添付資料として、他の成績証明書を添付することは可能です。

5. 成績等申告書について

a. 「法曹としての適性」（第1表）

Q.5-1 「社会での経験」は、その内容を証明できるものに限られるのでしょうか。「専門的資格」とはどのようなものなのでしょうか。

A.5-1 性格上、証明になじまない経験は、特に書類等によって証明することなく、自分の適性を説明するために記載して構いません。なお、入学試験の際に提出された書類の内容に虚偽の事実が含まれていることが入学後に判明した場合には、入学許可が取り消されることがありますので、十分に留意してください。

「専門的資格」としては、たとえば、公認会計士の資格などが考えられます。なお、どのような資格であれ、資格を持っていることを示すだけでは有利な考慮要素にはなりません。出願にあたっては、当該資格を持っていることが法曹としての適性や能力との関係でどのような意味を持っているかを必ず説明してください。その説明が説得的であれば、有利な考慮要素と判断されます。

Q.5-2 企業に総合職として就職し、営業一筋で働いてきた場合には、「社会での経験」として有利に考慮される可能性はあるのでしょうか。

A.5-2 「社会での経験」を申告するには、その経験が、優秀な職業法曹となるために必要と

考えられる適性や能力などを有していることにつながっていることが分かるように記入してください。

たとえば「仕事で習得したビジネススキルから経営的観点で見た際に必要な法律を学習したいと考える」というような抽象的な表現ではなく、どのような仕事からどのようなビジネススキルを会得したのか、そこからどのような「経営的観点」からの物の見方を身につけたのか、それらが優秀な職業法曹となるのにどのような意味を持つのか、というようなことを、具体的かつ説得的に説明することが必要です。

Q.5-3 私は、現在、法律学以外の分野を専攻する大学院の修士課程に在籍しており、来年3月に修了見込です。修了見込証明書を提出することで修士の学位を取得した場合と同様に「専門的資格」として認められますか。

A.5-3 法律学以外の分野において修士の学位を取得していることは、そこで学んだことが高度な能力を有する職業法曹となることにどのように関連しているかを説得的に説明している場合には、書類選考における有利な考慮要素となりえます。現在、大学院に在籍しており、修了見込証明書が交付される場合には、それを提出することにより、すでに修士の学位を取得している場合と同様に扱われます。

Q.5-4 私は民法の研究者を志望し、法科大学院への進学を希望しています。第1表「法曹としての適性」の「法曹」には、研究者も含まれると考えてよいでしょうか。

A.5-4 そのとおりです。神戸大学大学院法学研究科は、実定法分野を専攻する研究者の養成のために、神戸大学または他大学の法科大学院を修了した方々を博士後期課程（いわゆるドクターコース）に受け入れることを行っています。したがって、第1表の「法曹」には、実定法分野を専攻する研究者も含まれると考えて構いません。

なお、複数の実定法分野について、平成27年度入試から、神戸大学大学院法学研究科博士課程前期課程（いわゆるマスターコース）に実定法分野の研究者を志望する学生を受け入れることとしました。当該分野については、法科大学院を経由せずに、実定法分野の研究者志望の学生が博士課程前期課程から博士課程後期課程へと進学することもできます。詳しくは、神戸大学大学院法学研究科博士課程前期課程の募集要項をご覧ください。

Q.5-5 第1表をパソコン・ワープロで作成する場合、改行して空白になっている部分は文字数に含まれますか。

A.5-5 空白部分も文字数に含まれます。第1表をパソコン・ワープロで作成する場合には、ウェブサイト (<http://www.law.kobe-u.ac.jp/>) からダウンロードした様式を使用してください。ウェブサイトから様式をダウンロードできない場合には、パソコンで起案したものを学生募集要項添付の第1表に貼り付ける形で作成することもできますが、その場合には、コピー

を作成した上で、コピーの方を提出してください(学生募集要項の「成績等申告書の書き方」を参照)。また、その場合には 40 字×30 行以内(標準 25 行)の見やすいレイアウトとしてください。

Q.5-6 第 1 表の資格等の証明は正本が原則とされていますが、一旦提出したそれらの証明書類は返却されるのでしょうか。

A.5-6 一旦提出された書類は、返却しません。したがって、発行主体に申請しても正本を 1 通しか入手できない場合には、コピーを提出し、事情を添え書きしてください。

b. 「大学における成績の概要」(第 2 表)

Q.5-7 私が在籍している大学では、1・2 年次に在籍する教養学部と 3・4 年次に在籍する法学部とでは成績の評価方法が異なり、教養学部では 4 段階、法学部では 5 段階となっています。この場合には、第 2 表はどのように記入すればよいのでしょうか。

A.5-7 成績評価方法が異なる場合も、それぞれの成績を「優」「良」「可」の 3 段階に置き換えたうえで、教養学部の単位数と法学部の単位数とを合計して記入してください。これは、同じ学部中に在籍中に成績評価方法が変更された場合などでも同じです。成績評価の換算方法は「成績等申告書の書き方」を参照してください。

Q.5-8 「出身学部の成績制度を示す書類」が必要なのはどのような場合ですか。

A.5-8 成績制度が「優」「良」「可」(または「A」「B」「C」)の 3 段階の場合、またはそれ以外であっても成績証明書自体に成績制度の説明が記載されている場合は、「成績制度を示す書類」を提出する必要はありません。第 2 表末尾欄には単に「成績証明書」と記載してください。3 段階以外の成績制度をとっている場合で、成績証明書にその説明がない場合は、説明が記載されている学生便覧等のコピーを添付してください。3 段階評価の場合でも、「優」「良」「可」の比率指定など成績制度に特筆すべき特徴がある場合は、学生便覧等のコピーを提出しても構いません(学生募集要項の「成績等申告書の書き方」を参照)。

Q.5-9 私は外国の大学の出身者で、成績評価が 11 段階にわかれています。第 2 表をどのように記入すればよいのでしょうか。

A.5-9 学生募集要項の「成績等申告書の書き方」を参照した上で、満点の 80%以上＝「優」、70%以上 80%未満＝「良」、60%以上 70%未満＝「可」という基準を準用して換算し、記入してください。また、当該成績制度を示す書類のコピー(外国語の場合は該当箇所の和訳を付す)を添付してください。

Q.5-10 交換留学により外国の大学の授業を受講し、出身大学で単位認定されました。出身大学の成績証明書にはただ「認定」と表記されていますが、外国の大学からの成績証明には A・B・C 等の段階的な成績評価が表記されています。どのように記入すればよいでしょうか。

A.5-10 それらの単位を除いて「優」「良」「可」の割合を記載した上で、第2表の余白に上記の事情を簡潔に表記し、また、外国の大学における成績評価についても記載してください（記載方法については、**Q. 5-9**を参照してください）。参考資料として、外国の大学からの成績のコピーを添付してください（なお、外国の大学の出身者による成績証明書の場合は、この場合とは異なり、原則として正本が必要です）。

Q.5-11 大学を一度退学して、その後再入学しました。再入学後の成績証明書には、退学以前の成績について「免除」とあり、「優」「良」「可」の評価はありません。どのように記入すればよいでしょうか。

A.5-11 再入学以前、再入学以後の両方について成績証明書を提出し、それぞれ別々に第2表を作成してください（参考、**Q. 4-10**）。以前発行のものもお持ちでない場合は、再入学後の成績証明書のみに基づいて「優」「良」「可」それぞれの単位数を記載し、第2表の余白に上記の事情を簡潔に記載してください。

c. 「外国語の能力」（第3表）

Q.5-12 英検などの「級」は一度合格したのと同じ「級」を再度受験することは少ないと思われませんが、平成 27 年 12 月以前に合格した「級」を考慮要素とすることはできないのでしょうか。

A.5-12 できません。外国語の能力を示す証明については、平成 30 年度入試においては基準時を平成 28 年 1 月とし、それ以降に受験して合格し、または認定を得た場合のみを、書類審査における有利な考慮要素とすることとしています。

これは英語であっても、その他の外国語であっても、変わりはありません。

Q.5-13 外国語の能力について、英語だと TOEFL、TOEIC、英検、国連英検などがありますが、どれが特に有利ということはあるのでしょうか。

A.5-13 どれかが特に有利ということはありません。TOEFL と TOEIC の成績を提出するということに、複数の書類を提出することも認められます。複数提出された場合は、最も高い能力を示しているもののみが考慮の対象になります。これはその他の外国語であっても変わりありません。

なお、平成 29 年度入試においては、英語の場合、実用英検準 1 級、TOEFL 72 点 (iBT)、

TOEIC 680 点、国連英検 B 級、ケンブリッジ英検 FCE (CMS) / 5.5 (IELTS) 以上の成績であれば、その他のヨーロッパ系言語については、CEFR (ヨーロッパ言語共通参照枠組) の B2 以上に相応する成績であれば、中国語の場合、TECC レベル C、旧 HSK 6 級 (新 HSK 筆記・5 級、口頭・中級)、中国語検定 2 級、実用中国語技能検定試験 2 級以上の成績であれば、朝鮮・韓国語の場合、KLPT スコア 380、韓国語能力試験 6 級、ハングル能力検定準 1 級以上の成績であれば、有利な考慮要素となりました。

d. 「飛び入学資格申告書」

Q.5-14 「飛び入学資格申告書」には「出身学部の成績制度を示す書類」を書く欄がありますが、どのような書類を添付すればよいのでしょうか。

A.5-14 まず、「飛び入学資格申告書」は、3 年次飛び入学の資格 (出願資格 (11)) により出願しようとする者だけが提出を求められるものです。それ以外の資格による出願の場合には、出願書類に含めないでください。**未修者特別入試では飛び入学による出願資格は認められません。**

「飛び入学資格申告書」に添付する「出身学部の成績制度を示す書類」とは、「飛び入学資格申告書」の表に記入した単位が卒業に必要な単位であることを示す書類 (学生便覧等) のことをさします。「飛び入学資格申告書」に記載された成績・取得単位数と、「出身学部の成績制度を示す書類」をもとにして、3 年次飛び入学の出願要件 (学生募集要項の「2 出願資格」(11) 参照) を充たしているか、審査します。

e. 「社会人・他学部卒業者としての経歴の概要」(第 4 表)

***未修者特別入試出願者のみ対象 (同入試出願者は全員提出)**

Q.5-15 第 4 表はどのように書き、どのような書類を添付すればよいのでしょうか。

A.5-15 第 4 表は願書裏面の履歴・職歴等に沿いながら、①他学部卒業 (見込) 者に該当する方であれば、高度な専門知識として、どのようなことを大学で修得したかについて、具体的に、専門外の人にも分かりやすく記載してください。添付書類は他学部の卒業 (見込) 証明書と成績証明書で十分ですが、必要があれば、論文・作品等の概要を添付資料としてください。②社会人に該当する方であれば、大学卒業後の社会での活動について、その内容や期間について具体的に記載してください。添付書類は、就労していた場合であれば在職証明書や社員証 (コピー) を添付してください。就労以外の場合も可能な限り、その内容及び期間を証明する書類を添付してください。それが困難である場合には、その理由を第 4 表末尾に記載してください。面接の際に確認を行いますが、十分に確認できない場合には、その点は評価の対象から除外します。

***本 FAQ において、9 月に実施される社会人・他学部卒業者を対象とした入試を「未修者特別入試」と呼びます。**

6. 筆記試験について

a. 学説

Q.6-1 法律科目試験を受験する際に、学説の違いによる有利不利はあるのでしょうか。あるとすれば、神戸大学法学部で教えている先生の学説を勉強するのが有利になる、というようなことがあるのでしょうか。

A.6-1 法律科目試験は、法学未修者コースの1年目に相当する教育課程を免除してよだけの基本法律科目に関する基礎的な知識や能力を出願者が有しているかどうかを判断するためのものです。したがって、求められている知識や能力があることが判断できる限り、どのような学説に依拠しているか等は評価に一切影響を与えません。

b. 六法

*神戸大学法科大学院では六法の貸与はいたしません。既修者筆記試験当日は忘れずに書き込みのない持ち込み可能六法（募集要項参照）を持参してください。

Q.6-2 筆記試験に持ち込みが認められる「六法」に○印等を付けることは許されるのでしょうか。

A.6-2 持ち込み可能な「六法」に線を引くことは認められます。

蛍光ペン等を用いて多色にわたり線を引いたものも持ち込みが認められます。

しかし学生募集要項に明記してある通り、「氏名以外の文字が1文字でも書き込まれていれば、書き込みのある六法とみなします」。また、各種の印（○、×、△、◎、?、!など）や、学籍番号の記載のあるものも、書き込みのある六法とみなします。また、指定された六法の別冊、付録、追録等は持ち込むことはできません。

Q.6-3 筆記試験に持ち込みが認められる「六法」に付属のインデックスをつけて利用しますが、そのまま持ち込むことは認められますか。

A.6-3 認められません。「氏名以外の文字が1文字でも書き込まれていれば、書き込みのある六法とみなす」という原則を徹底するため、インデックス・付箋等の利用は認められません。持ち込み可能な六法に付属するインデックス、文字が書かれていない色わけのみのインデックス・付箋等についても、利用を認めません。

c. 出題範囲

Q.6-4 法学既修者コースの筆記試験（法律科目の試験）について、出題範囲の限定のようなものはあるのでしょうか。

A.6-4 学生募集要項の「3 入学者の選考方法」を参照してください。

7. 入試情報の取扱いについて

Q.7-1 私は、現在社会人で民間の会社に勤務しております。法科大学院で学ぶためには、現在の勤務先を退職しなければなりません。職場の都合上、受験の事実は職場に報告せず、合格後に報告する予定です。そこで質問したいのですが、神戸大学法科大学院受験にあたり、「私が受験した」という事実は、秘密厳守されるのでしょうか。

A.7-1 特定の出願者が神戸大学法科大学院を受験したという事実を公表する予定はありませんし、また、特定の出願者についての問い合わせに答えるという予定もありません。

Q.7-2 私は、神戸大学法科大学院の第二次選抜に不合格だった者です。成績の開示を請求したいのですが、受験番号が判らなくなっています。どのようにしたら、成績の開示請求ができるのでしょうか。

A.7-2 受験番号が不明のまま成績の開示請求を行う場合には、

- 1) 氏名
- 2) 受験したコース（法学未修者か法学既修者か）
- 3) 住所・電話番号（出願の際の書類に記載したもの）
- 4) 生年月日

を記載して請求してください。

請求の方法は、通常の場合と同じです。また、運転免許証や健康保険証、学生証（大学または大学院在籍中の者）など、あなたの生年月日、氏名、住所を示す別の資料のコピーを添付してください。

なお、受験番号が記載されていない請求に対する成績の発送は、他の場合よりも遅れることがあります。

以上